

訪問介護相当サービス サービスコード表

本町の訪問介護相当サービスの指定又は更新を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問介護相当 サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,172 単位	1,172
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,055
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39 単位	39
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	35
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問介護相当 サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,342 単位	2,342
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,108
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77 単位	77
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問介護相当 サービス費 (Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度) 3,715 単位	3,715
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,344
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		要支援2 (週2回を超える程度) 122 単位	122
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	二 初回加算	200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「ヘ 介護職員処遇改善加算」は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

